

平成30年9月5日開催

箕輪町農業委員会第7回総会

# 会 議 録

1. 開催日時 平成30年9月5日(水) 午後3時00分から午後3時45分

2. 開催場所 箕輪町役場 講堂

3. 出席委員(22人)

|      |      |    |     |
|------|------|----|-----|
| 会長   |      | 柴  | 恒年  |
| 会長代理 | 議席1番 | 向山 | 勝一  |
| 委員   | 2番   | 向山 | 壽美治 |
|      | 3番   | 北條 | 眞一  |
|      | 4番   | 代田 | 三男  |
|      | 5番   | 井口 | 雅文  |
|      | 6番   | 日野 | 正章  |
|      | 7番   | 大槻 | 博文  |
|      | 8番   | 藤田 | 久一  |
|      | 9番   | 根橋 | 英夫  |
|      | 10番  | 原  | 美鈴  |
|      | 11番  | 関  | 幹子  |
|      | 12番  | 鈴木 | 健二  |
|      | 13番  | 原  | 義久  |
|      | 15番  | 小林 | 正俊  |
|      | 16番  | 唐澤 | 太美男 |
|      | 17番  | 春日 | 初   |
|      | 18番  | 藤森 | 英雄  |
|      | 19番  | 櫻井 | 克成  |
|      | 20番  | 白鳥 | 善文  |
|      | 21番  | 藤澤 | 昭二  |
|      | 22番  | 金澤 | 博   |

4 農業委員会事務局職員

|       |    |     |
|-------|----|-----|
| 事務局次長 | 丸山 | 敦   |
| 事務局書記 | 山崎 | 万里子 |

## 5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名議員の指名について  
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
日程第5 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による適格証明願について  
日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について  
日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について  
日程第8 報告第2号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について

- 次 長 開会前の挨拶を交わしたいと思います。  
ご起立をお願いします。ご苦労さまです。  
農業委員会憲章のご唱和をお願いします。  
(農業委員会憲章の唱和)  
ご着席ください。携帯電話につきましては、マナーモード等にしていただくようお願い申し上げます。冒頭、会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会 長 お疲れ様です。本日の開催につきましては、事務局と協議し、行うこととしましたが、昨日の台風21号の被害状況につきましては、果樹で落果がある状況で、現在被害状況については、JA等で確認しておりところでありますが、後程協議会の中で事務局長より町内の状況の報告をいただくこととしております。稲刈りも始まりますが、天候が心配です。
- 次 長 それでは、これ以降につきましては、会長が議長となり進行をいたします。それでは、お願いいたします。
- 議 長 ただいまから第7回総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は22人であります。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。  
8月の経過報告について申し上げます。  
第6回総会が8月6日に開催され農地法第4条1件の転用審議案件と、農地法第5条4件について総会后7日付け許可書を交付しました。農地法第4条1件の転用審議案件については、南信地区常設審議委員会において、長野県農業会議会長へ諮問を行い、8月10日に県常設審議委員会が開催され、当町の案件については、問題なく許可が認められたため、13日付け許可書を交付しました。  
8月9日午後4時から議会・みのわ営農懇談会が役員対応にて、みのわ閣で行われました。後程の協議会で、原農政部長より内容についての報告をいただきます。  
8月21日午後3時から文化センター研修室5・6において、農業振興地域整備促進

協議会が行われました。

8月22日から23日にかけて農地パトロールを行いました。現在事務局のデータの取りまとめを行っておりますが、今後は、所有者宅へ訪問いただき解消にむけ声掛けをお願いします。

8月28日午前9時30分から役場301会議室で、農地あっせん会議が行われ鈴木農地部長が出席しております。

9月3日午後2時15分から伊那市のいなっせ501・502研修室で、上伊那農業委員会協議会市長村会長会が行われました。後程の協議会の中で、話の内容について報告します。

本日午前9時から9月転用案件現地確認を、会長、会長代理、農地部会正副、当番委員で行いました。

また、本日午後1時30分から役員会を行いました。

以上で8月の報告を終わります。

それでは、これより審議に入ります。

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

13番原義久委員・1番向山勝一委員の両委員を指名いたします。日程第2 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題とします。

事務局より説明を求めます。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をいたします。

1番目の案件につきましては、売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、中箕輪 番 m<sup>2</sup>、中箕輪 番 m<sup>2</sup> 計 m<sup>2</sup>の 筆となります。

譲渡人は、にお住まいの さん。譲受人は の さん。 さんは、農地に隣接している さんの についても同時取得し、居宅に近い農地を購入し、 の栽培を行う計画であります。

売買金額は、坪 円になります。申請地は農振農用地区域外で、下限面積の5aの要件は満たしております。位置図は、1ページになります。

2番目の案件につきましては、無償贈与による所有権移転の申請です。

土地の所在は、中箕輪 番 m<sup>2</sup>。

譲渡人は に住んでおり、相続にて受けた土地であるが管理がでないため譲受人の の さんに無償贈与するものです。

さんは、トラクター等所有しており、果樹中心に農業を行っております。

現在該当農地は、氏が牧草畑として管理しており、引き続き さんに該当土地については賃借権を設定する予定となっております。

申請地は農振農用地区域外で、下限面積の5aの要件は満たしております。位置図は、3ページになります。

議案第1号の説明は以上になります。ご審議をよろしくお願いたします。

事務局

議 長 ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。  
1 番の案件を 16 番唐澤太美男委員。

唐澤委員 8/6に[ ]さんより話がありました。今まで管理がされておらず草が  
ひどい状況でしたので、今後農地として管理頂けるとの話ですので問題ないと思  
います。皆さまのご審議をお願いします。

議 長 2 番の案件を 20 番白鳥善文委員。

白鳥委員 8/3 [ ]さんより説明を受けました。[ ]が相続で受けたが、管理できない  
為 [ ]さんが管理をするということで、また、現在牧草畑として [ ]さんが耕作  
をしています。引き続き [ ]さんをお願いするとこのとですので、問題無いと思  
います。内容については、事務局の説明のとおりであります。ご審議をお願いします。

議 長 ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、  
質問等ございましたら、発言をお願いいたします。  
(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。採決をいたします。  
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
(全員「異議なし」)

議 長 異議なしと認めます。よって第 1 号議案については原案のとおり認めることに決  
定しました。  
日程第 3 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について議題  
といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明をいたします。  
[ ]用地に伴う申請です。

土地の所在は、東箕輪 字 [ ] 番 [ ] m<sup>2</sup>

申請者は、[ ] の [ ] さん。

申請地は、辰巳常会集会所に近く、辰巳常会集会所は、以前から駐車場用地が無い  
為利用者が不便を感じていた。該当農地は、道路と宅地に囲まれた生産性の低い  
農地であり、農業を行うより、地元のために使うことが土地の有効活用であると考  
え無償にて賃貸し、6 台分の駐車場として利用することを計画した。造成は地元住  
民が協働で行うため費用はかからない予定。

農地区分は第2種農地。道路と、宅地に囲まれた生産性の低い農地、位置的代替性がないと判断。周辺農地への影響もありません。

位置図は、1ページになります。

議案第2号の説明は以上になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの事務局から説明がありました。それぞれの地区の農業委員から報告をお願いします。1番の案件に関しまして2番金澤博委員。

金澤委員

8/1に[ ]の[ ]さんが来て経緯の説明を受けました。事務局の説明のとおりであります。特に問題はありません。

議長

ただいま事務局並びに地区委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認めます。採決をいたします。

議案第2号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議長

異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号 農地法第5条の許可申請についてご説明いたします。

1番目の案件につきましては、使用賃借の申請です。借地料は、月5,000円です。

土地の所在は、福与1410番7 「畑」43㎡

福与1410番8 「畑」357㎡、合計400㎡であります。

[ ]に伴う申請です。

借受人の新潟県の[ ]さんは、貸付人の[ ]さん・[ ]さんが会社員のため農地を管理できないため、土地の有効活用を考えていたため、再生可能エネルギーに対応した施設の建設を申請地で計画。近隣の方の了承を得ており、また、施設内は、隣接土地にも太陽光発電設備があり、そこを適切に管理している方に管理を委託する計画であり、問題はないと判断。

農地区分は、本則46条 市街化近接区域で概ね10ha未満の農地の2種農地にあたります。計画地は、日当たりがよく発電事業に適しており、いくつかの候補地から検討した経過があり、位置的代替性がないと判断します。

発電出力は、■番目の案件と併せて ■kw、パネル面積は、申請地内で、■m<sup>2</sup>の計画をするものです。

位置図は3ページとなります。

2番目の案件につきましては、売買による所有権の移転申請です。売買金額は、坪 ■円です。

土地の所在は、福与 ■番 ■m<sup>2</sup>

太陽光発電施設建設に伴う申請です。

譲受人の ■さんは、再生可能エネルギー事業展開を計画しており、今回1番の案件と併せて申請地は日当たりがよく発電事業に適した土地であることから、譲渡人の ■さんに話をしたところ、 ■さんは、町外在住であり、また自身会社員のために農地を適正に管理していくことができない為、土地の有効活用を考えていたこともあり、売買にて ■さんに所有権移転することにした。

農地区分は、本則46条 市街化近接区域で概ね10ha未満の農地の2種農地にあたります。計画地は、日当たりがよく発電事業に適しており、いくつかの候補地から検討した経過があり、位置的代替性がないと判断します。

転用事業に必要な融資証明も添付されており、適切に計画が遂行されるものと判断しました。

発電出力は、1番の案件と併せて ■kw、パネル面積は、申請地内で、■m<sup>2</sup>の計画をするものです。

位置図は、5ページとなります。

3番目の案件につきましては、売買による所有権の移転申請です。売買金額は、坪 ■円です。

土地の所在は、中箕輪 字 ■番 ■m<sup>2</sup>

敷地の拡張による申請です。

譲渡人の ■さんは、高齢であり、農地を管理することができない為土地の有効活用を考えていた。譲受人の ■さんは、申請地の隣で ■に居住している。南側が居住区域であるが、現在所有している車3台の駐車スペースの確保が難しく、また、子どもの遊び場、緑地等も不足していたため、隣接農地を購入し敷地を拡張する計画。

自己資金の証明が添付されており、実施についても問題無しで判断しました。

農地区分は用途地域内、第一種住居専用区域に該当。第3種農地に区分される農地であります。

位置図は、7ページになります。

4番目の案件につきましては、売買による所有権の移転申請です。売買価格は、坪



円であります。

土地の所在は、中箕輪 字 [redacted] 番 [redacted] 外 筆 [redacted] m<sup>2</sup>  
[redacted] に伴う申請であります。

譲受人は、申請地隣地に在住。現在敷地内の駐車場では、台数不足のため駐車場用地が必要であった。譲渡人は、平成 6 年 1 月に住宅用地として申請地を取得していたが、当事者が亡くなり、また、他県に居住している為売却を希望していました。

農地区分は、宅地内に残された生産性の低い農地であり、第 2 種農地に該当。位置的代替性はないと判断しております。

位置図は、10 ページになります。

議案第 3 号についての説明は以上になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの事務局から説明がありました。それぞれの地区の農業委員から報告をお願いします。1 番・2 番の案件に関しまして 5 番井口雅文委員。

井口委員

8/8 譲渡人の関係者より説明。一緒に現地にて説明を受けましたが、現況隣接地にも太陽光発電設備が設置されており、隣接者より同意を得ている状況にあり、問題ないと判断しました。

議 長

3 番の案件に関しまして 1 3 番原義久委員。

原委員

8/8 に [redacted] さんより説明を受けましたが、先月 [redacted] として隣接地について転用許可が出ております。状況から問題無しと感じております。詳細につきましては、事務局の説明のとおりであります。

議 長

4 番の案件を 8 番藤田久一委員。

藤田委員

[redacted] の担当者より現地にて説明を受けましたが、周りを宅地に囲まれており、農地への影響もない為、問題ないと思います。詳細は、事務局の説明のとおりであります。

議 長

ただいま事務局並びに地区委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

金澤委員

1 番、2 番案件に関して、発電が、[redacted] kw で同じとのことではありますが、パネル面積が違うのに同じなのか。

事務局

1 番、2 番案件両方で、[redacted] kw です。



金澤委員

了解です。

議 長

その他ございますか。  
(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認めます。採決をいたします。  
議案第3号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
(全員「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第5 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による適格証明願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号 農地法第3条第1項の規定による適格証明願について ご説明をいたします。議案書は、5ページになります。

こちらの案件につきましては、競売にかかった農地について、裁判所への入札資格があるかどうかということに対して証明をするものでございます。土地の所在は、中箕輪 番 地目 面積  $\text{m}^2$ と中箕輪 番 地目 面積  $\text{m}^2$ の 筆になります。位置図は、転用位置図の次のページ 適格証明願の位置図をご覧ください。木下 農地になります。農地の所有者がお亡くなりになり、耕作ができないまま放置され競売になっているものでございます。競売農地は農振農用地区域内で3条の下限面積 30a の要件を満たしているか等もご審議していただくものでございます。願出者は、にお住まいの さんです。藤森さんは、木下一の宮で果樹を中心に農業を営んでおり、自作地 a を所有しております。農作業歴は、29年になります。奥さんと父3人で農作業をしており奥さんも21年の農作業歴がございますし、父も農作業歴51年であります。今回の入札の対象となっている農地に隣接する農地を所有しており、農業経営の拡充を図りたい計画が出ております。裁判所へは入札の申請書と一緒に本日総会で許可をいただきましたら、農業委員会からの敵格証明書を添付して入札に参加をし、落札した場合には、農地法第3条の申請をしていただくという手続きになります。

位置図は、3条適格証明願位置図の1ページになります。

説明は以上になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

議案第4号につきまして、事務局から説明がありました。

この件に関しまして意見等ありましたらお願いします。  
採決に移ります。議案第4号につきましては、原案のとおり認めるということにご異議ありませんでしょうか。  
一同 異議なし

議 長

異議なしと認め、議案第4号は原案のとおりということで決定をしました。  
日程第6議案第5号についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。

1 ページは、総括表となります。

田 8,617 m<sup>2</sup>、畑 804 m<sup>2</sup> 計 9,421 m<sup>2</sup>

2 ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

2 ページは、8年新規 3筆 田 3,906 m<sup>2</sup>

3 ページは、10年継続 7筆 田 4,711 m<sup>2</sup> 3筆 畑 804 m<sup>2</sup> 計 5,515 m<sup>2</sup>  
となります。

議案第5号 農用地利用集積計画についての説明は以上となります。ご審議お願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。  
発言が無いようですので、質疑を終結いたします。議案第5号を採決いたします。  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

一同 異議なし

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案どおり認めることに決定しました。

日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてご説明いたします。  
農地の貸借を双方の合意により解約をしたものでございます。

7月、8月に届出のあったものが2件ございました。解約後の次期耕作者につきましては、売却予定が1件、自作が1件という内訳になっていますので、よろしくお願ひいたします。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

